

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年4月9日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼業務執行役員 ジャンフランソワ・カプラス
(Jean-François Caprasse, Director and Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小林 穰

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 菊地 雄太
同 林 俊吾
同 横田 貴弘

【連絡場所】 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6775)1361

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド
(Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】

Aコース証券100億米ドル(約1兆625億円)を上限とします。
Bコース証券100億米ドル(約1兆625億円)を上限とします。
Cコース証券100億豪ドル(約8,331億円)を上限とします。
Dコース証券100億豪ドル(約8,331億円)を上限とします。
Eコース証券100億ユーロ(約1兆2,915億円)を上限とします。
Fコース証券100億ユーロ(約1兆2,915億円)を上限とします。
Gコース証券100億ニュージーランドドル(以下「NZドル」といいます。)(約7,798億円)を上限とします。
Hコース証券100億NZドル(約7,798億円)を上限とします。

(注) 外貨の円貨換算は、特に記載のない限り、2021年2月26日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=106.25円、1豪ドル=83.31円、1ユーロ=129.15円、1NZドル=77.98円)によります。以下、外貨の金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことにより、2021年1月8日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により追加または更新するため、また、発行価額の総額の円貨換算額を更新、管理会社の資本金に関する情報を更新、投資リスクの税制に関する情報および参考情報を更新ならびに本邦における代理人に関する情報を更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に追加または更新されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (1) 投資状況	1 ファンドの運用状況 (1) 投資状況	更新
(3) 運用実績	(2) 運用実績	追加または更新
(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績	追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表	3 ファンドの経理状況	追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) 資本金の額	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況	5 管理会社の経理の概況	更新
5 その他 (4) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況 (3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(Global Funds Management S.A.)(以下「管理会社」といいます。)により管理されるノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド(Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund)(以下「ファンド」といいます。)の運用状況は以下のとおりです。

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(2021年2月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
普通株式	日本	10,579,132,680	87.20
小計		10,579,132,680	87.20
現金、預金およびその他の資産 (負債控除後)		1,552,553,102	12.80
合計(純資産総額)		12,131,685,782	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 外貨の円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2021年2月26日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=106.25円、1豪ドル=83.31円、1ユーロ=129.15円、1ニュージーランドドル(以下「NZドル」といいます。)=77.98円)によります。以下、外貨の円金額表示はすべてこれによります。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(2) 運用実績

純資産の推移

2020年3月1日から2021年2月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口当りの純資産価格の推移は次のとおりです。

Aコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2020年3月末日	12,791,647	1,359,112,494	8.69	923
4月末日	13,090,119	1,390,825,144	8.99	955
5月末日	12,996,976	1,380,928,700	9.53	1,013
6月末日	12,275,912	1,304,315,650	9.36	995
7月末日	11,371,841	1,208,258,106	8.86	941
8月末日	12,303,013	1,307,195,131	9.68	1,029
9月末日	12,051,704	1,280,493,550	9.67	1,027
10月末日	11,893,096	1,263,641,450	9.34	992
11月末日	13,083,140	1,390,083,625	10.27	1,091
12月末日	13,416,798	1,425,534,788	10.63	1,129
2021年1月末日	13,307,163	1,413,886,069	10.74	1,141
2月末日	13,681,565	1,453,666,281	11.18	1,188

Bコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2020年3月末日	29,239,988	3,106,748,725	9.75	1,036
4月末日	30,131,836	3,201,507,575	10.12	1,075
5月末日	31,928,752	3,392,429,900	10.75	1,142
6月末日	30,762,181	3,268,481,731	10.57	1,123
7月末日	27,867,439	2,960,915,394	9.82	1,043
8月末日	29,142,705	3,096,412,406	10.75	1,142
9月末日	28,253,712	3,001,956,900	10.76	1,143
10月末日	25,669,454	2,727,379,488	10.40	1,105
11月末日	27,760,963	2,949,602,319	11.45	1,217
12月末日	27,734,048	2,946,742,600	11.86	1,260
2021年1月末日	26,902,194	2,858,358,113	12.05	1,280
2月末日	27,237,666	2,894,002,013	12.56	1,335

Cコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2020年3月末日	43,246,941	3,602,902,655	8.24	686
4月末日	44,296,211	3,690,317,338	8.47	706
5月末日	46,572,167	3,879,927,233	8.98	748
6月末日	44,979,247	3,747,221,068	8.81	734
7月末日	41,727,726	3,476,336,853	8.36	696
8月末日	45,085,818	3,756,099,498	9.09	757
9月末日	44,953,954	3,745,113,908	9.11	759
10月末日	42,951,124	3,578,258,140	8.81	734
11月末日	46,324,664	3,859,307,758	9.64	803
12月末日	46,809,078	3,899,664,288	9.94	828
2021年1月末日	46,762,654	3,895,796,705	10.08	840
2月末日	47,921,583	3,992,347,080	10.49	874

Dコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2020年3月末日	23,840,246	1,986,130,894	10.80	900
4月末日	24,276,129	2,022,444,307	11.14	928
5月末日	25,580,642	2,131,123,285	11.81	984
6月末日	24,908,553	2,075,131,550	11.60	966
7月末日	22,703,617	1,891,438,332	10.81	901
8月末日	24,015,070	2,000,695,482	11.78	981
9月末日	23,905,544	1,991,570,871	11.81	984
10月末日	22,246,061	1,853,319,342	11.43	952
11月末日	24,031,788	2,002,088,258	12.52	1,043
12月末日	24,527,967	2,043,424,931	12.93	1,077
2021年1月末日	22,087,292	1,840,092,297	13.12	1,093
2月末日	22,180,396	1,847,848,791	13.67	1,139

E コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	ユーロ	円	ユーロ	円
2020年3月末日	741,508	95,765,758	8.35	1,078
4月末日	768,404	99,239,377	8.66	1,118
5月末日	813,730	105,093,230	9.16	1,183
6月末日	799,573	103,264,853	9.00	1,162
7月末日	760,963	98,278,371	8.54	1,103
8月末日	1,014,551	131,029,262	9.30	1,201
9月末日	1,014,140	130,976,181	9.30	1,201
10月末日	964,149	124,519,843	8.98	1,160
11月末日	1,055,392	136,303,877	9.86	1,273
12月末日	1,092,189	141,056,209	10.18	1,315
2021年1月末日	1,107,578	143,043,699	10.32	1,333
2月末日	1,149,556	148,465,157	10.74	1,387

F コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	ユーロ	円	ユーロ	円
2020年3月末日	1,331,498	171,962,967	8.81	1,138
4月末日	1,383,104	178,627,882	9.15	1,182
5月末日	1,455,057	187,920,612	9.69	1,251
6月末日	1,390,076	179,528,315	9.53	1,231
7月末日	1,259,260	162,633,429	8.88	1,147
8月末日	1,363,961	176,155,563	9.68	1,250
9月末日	1,360,498	175,708,317	9.69	1,251
10月末日	1,312,963	169,569,171	9.37	1,210
11月末日	1,405,704	181,546,672	10.30	1,330
12月末日	1,448,901	187,125,564	10.64	1,374
2021年1月末日	1,472,110	190,123,007	10.81	1,396
2月末日	1,516,699	195,881,676	11.26	1,454

G コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	NZドル	円	NZドル	円
2020年3月末日	13,176,061	1,027,469,237	8.37	653
4月末日	13,515,391	1,053,930,190	8.64	674
5月末日	14,278,573	1,113,443,123	9.14	713
6月末日	13,887,708	1,082,963,470	8.97	699
7月末日	13,155,977	1,025,903,086	8.52	664
8月末日	14,300,486	1,115,151,898	9.27	723
9月末日	14,308,824	1,115,802,096	9.28	724
10月末日	13,643,939	1,063,954,363	8.97	699
11月末日	14,661,931	1,143,337,379	9.80	764
12月末日	15,060,749	1,174,437,207	10.12	789
2021年1月末日	15,183,644	1,184,020,559	10.26	800
2月末日	15,709,248	1,225,007,159	10.67	832

Hコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	NZドル	円	NZドル	円
2020年3月末日	5,224,060	407,372,199	10.77	840
4月末日	5,406,482	421,597,466	11.15	869
5月末日	5,661,955	441,519,251	11.82	922
6月末日	5,428,492	423,313,806	11.62	906
7月末日	4,936,577	384,954,274	10.83	845
8月末日	5,314,338	414,412,077	11.81	921
9月末日	4,521,328	352,573,157	11.84	923
10月末日	4,373,541	341,048,727	11.45	893
11月末日	4,688,859	365,637,225	12.52	976
12月末日	4,830,779	376,704,146	12.94	1,009
2021年1月末日	4,885,360	380,960,373	13.15	1,025
2月末日	4,910,084	382,888,350	13.68	1,067

分配の推移

2021年2月末日までの1年間における分配の推移は次のとおりです。

(1口当り)

	Aコース証券		Bコース証券	
	米ドル	円	米ドル	円
2020年3月	0.02	2.13	-	-
4月	0.03	3.19	-	-
5月	0.02	2.13	-	-
6月	0.01	1.06	-	-
7月	0.01	1.06	0.20	21.25
8月	0.02	2.13	-	-
9月	0.01	1.06	-	-
10月	0.01	1.06	-	-
11月	0.01	1.06	-	-
12月	0.01	1.06	-	-
2021年1月	0.07	7.44	-	-
2月	0.01	1.06	-	-

(1口当り)

	Cコース証券		Dコース証券	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2020年3月	0.02	1.67	-	-
4月	0.02	1.67	-	-
5月	0.01	0.83	-	-
6月	0.01	0.83	-	-
7月	0.01	0.83	0.22	18.33
8月	0.01	0.83	-	-
9月	0.01	0.83	-	-
10月	0.01	0.83	-	-
11月	0.01	0.83	-	-
12月	0.01	0.83	-	-
2021年1月	0.01	0.83	-	-
2月	0.01	0.83	-	-

(1口当たり)

	Eコース証券		Fコース証券	
	ユーロ	円	ユーロ	円
2020年3月	0.01	1.29	-	-
4月	0.02	2.58	-	-
5月	0.01	1.29	-	-
6月	0.01	1.29	-	-
7月	0.01	1.29	0.18	23.25
8月	0.01	1.29	-	-
9月	0.01	1.29	-	-
10月	0.01	1.29	-	-
11月	0.01	1.29	-	-
12月	0.01	1.29	-	-
2021年1月	0.02	2.58	-	-
2月	0.01	1.29	-	-

(1口当たり)

	Gコース証券		Hコース証券	
	NZドル	円	NZドル	円
2020年3月	0.02	1.56	-	-
4月	0.02	1.56	-	-
5月	0.02	1.56	-	-
6月	0.01	0.78	-	-
7月	0.01	0.78	0.22	17.16
8月	0.02	1.56	-	-
9月	0.01	0.78	-	-
10月	0.01	0.78	-	-
11月	0.01	0.78	-	-
12月	0.01	0.78	-	-
2021年1月	0.02	1.56	-	-
2月	0.01	0.78	-	-

(1口当たり)

		設定来累計 (2021年2月末日現在)
Aコース証券	米ドル	2.93
Bコース証券	米ドル	1.64
Cコース証券	豪ドル	3.58
Dコース証券	豪ドル	1.75
Eコース証券	ユーロ	2.03
Fコース証券	ユーロ	1.55
Gコース証券	NZドル	3.68
Hコース証券	NZドル	1.73

収益率の推移

	期間	収益率(注)
Aコース証券	2020年3月1日～2021年2月末日	17.75%
Bコース証券		17.71%
Cコース証券		15.04%
Dコース証券		14.89%
Eコース証券		17.88%
Fコース証券		17.70%
Gコース証券		15.81%
Hコース証券		15.54%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 2021年2月末日現在の受益証券1口当り純資産価格 + 上記の期間の分配金の合計額

b = 2020年2月末日現在の受益証券1口当り純資産価格(分配落の額)

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

	期間	収益率(注)
Aコース証券	2012年	17.19%
	2013年	39.52%
	2014年	9.20%
	2015年	11.57%
	2016年	0.09%
	2017年	20.32%
	2018年	-16.25%
	2019年	19.73%
	2020年	-2.49%
	2021年	5.93%
Bコース証券	2012年	17.19%
	2013年	39.67%
	2014年	9.35%
	2015年	11.56%
	2016年	-0.09%
	2017年	20.61%
	2018年	-16.96%
	2019年	20.00%
	2020年	-2.58%
	2021年	5.90%

Cコース証券	2012年	19.50%
	2013年	44.03%
	2014年	11.28%
	2015年	13.29%
	2016年	2.72%
	2017年	20.76%
	2018年	- 16.50%
	2019年	18.41%
	2020年	- 5.13%
	2021年	5.73%
Dコース証券	2012年	19.90%
	2013年	44.31%
	2014年	11.69%
	2015年	13.35%
	2016年	2.66%
	2017年	20.88%
	2018年	- 16.99%
	2019年	18.46%
	2020年	- 5.19%
	2021年	5.72%
Eコース証券	2012年	15.50%
	2013年	41.02%
	2014年	8.91%
	2015年	11.90%
	2016年	0.19%
	2017年	17.81%
	2018年	- 18.92%
	2019年	16.68%
	2020年	- 2.63%
	2021年	5.80%

Fコース証券	2012年	15.23%
	2013年	41.39%
	2014年	9.03%
	2015年	11.90%
	2016年	- 0.09%
	2017年	17.92%
	2018年	- 19.28%
	2019年	16.46%
	2020年	- 2.70%
	2021年	5.83%
Gコース証券	2012年	18.20%
	2013年	43.64%
	2014年	12.54%
	2015年	14.55%
	2016年	2.37%
	2017年	21.09%
	2018年	- 16.18%
	2019年	18.56%
	2020年	- 4.51%
	2021年	5.73%
Hコース証券	2012年	18.29%
	2013年	44.05%
	2014年	12.83%
	2015年	14.63%
	2016年	2.52%
	2017年	21.24%
	2018年	- 16.74%
	2019年	18.67%
	2020年	- 4.64%
	2021年	5.72%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末(2021年については2月末日)の1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配落の額)

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2021年2月末日現在)

Aコース



Bコース



分配の推移 (単位:米ドル、1口当り、課税前)

Aコース

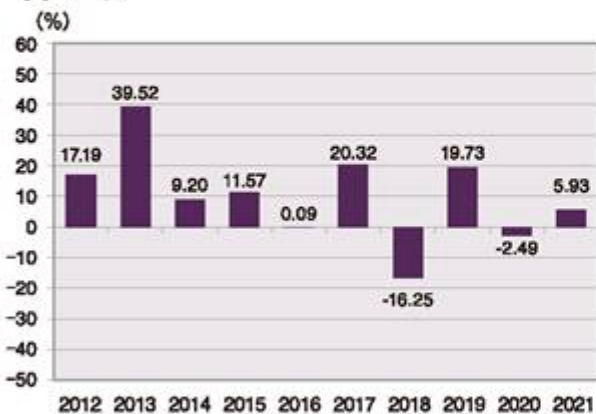
2020年 10月	0.01
2020年 11月	0.01
2020年 12月	0.01
2021年 1月	0.07
2021年 2月	0.01
直近1年累計	0.23
設定来累計	2.93

Bコース

2016年 7月	0.14
2017年 7月	0.14
2018年 7月	0.17
2019年 7月	0.22
2020年 7月	0.20
設定来累計	1.64

収益率の推移 (暦年ベース) ※2021年は2月末まで

Aコース



Bコース

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格 (当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格 (分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されていません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2021年2月末日現在)

Cコース



Dコース



分配の推移 (単位: 豪ドル、1口当り、課税前)

Cコース

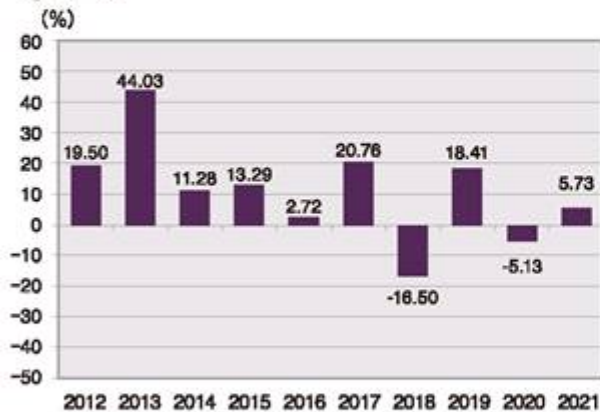
2020年 10月	0.01
2020年 11月	0.01
2020年 12月	0.01
2021年 1月	0.01
2021年 2月	0.01
直近1年累計	0.14
設定来累計	3.58

Dコース

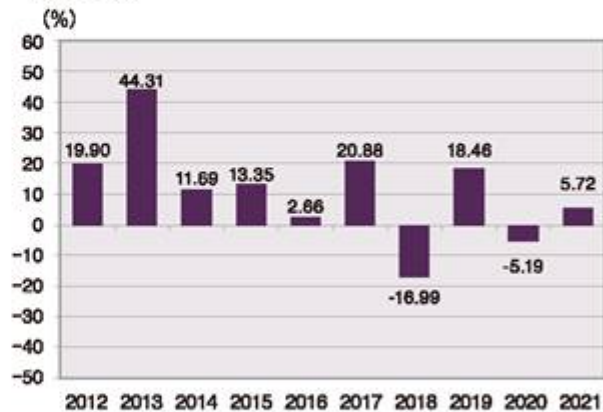
2016年 7月	0.16
2017年 7月	0.16
2018年 7月	0.20
2019年 7月	0.25
2020年 7月	0.22
設定来累計	1.75

収益率の推移 (暦年ベース) ※2021年は2月末まで

Cコース



Dコース



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格 (当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格 (分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2021年2月末日現在)

Eコース



Fコース



分配の推移 (単位:ユーロ、1口当り、課税前)

Eコース

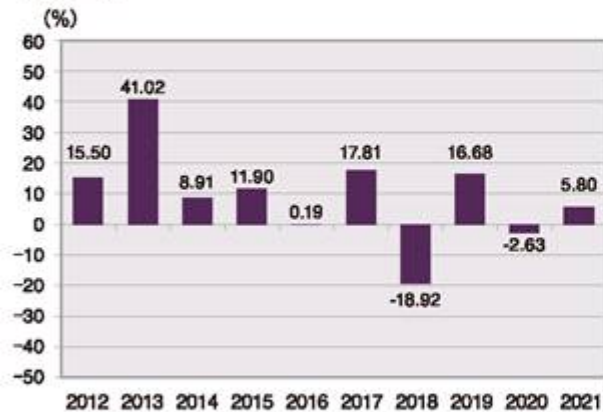
2020年 10月	0.01
2020年 11月	0.01
2020年 12月	0.01
2021年 1月	0.02
2021年 2月	0.01
直近1年累計	0.14
設定来累計	2.03

Fコース

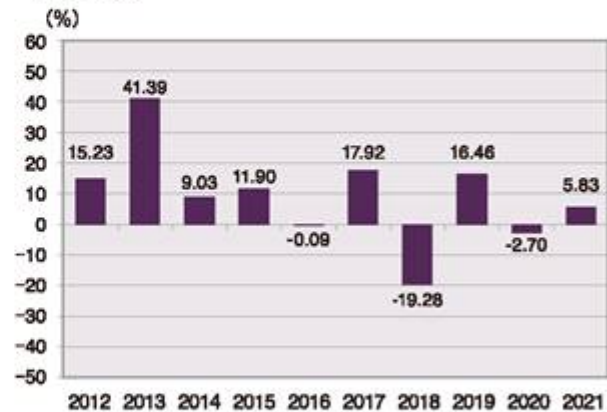
2016年 7月	0.14
2017年 7月	0.13
2018年 7月	0.16
2019年 7月	0.20
2020年 7月	0.18
設定来累計	1.55

収益率の推移 (暦年ベース) ※2021年は2月末まで

Eコース



Fコース



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格 (当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格 (分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2021年2月末日現在)

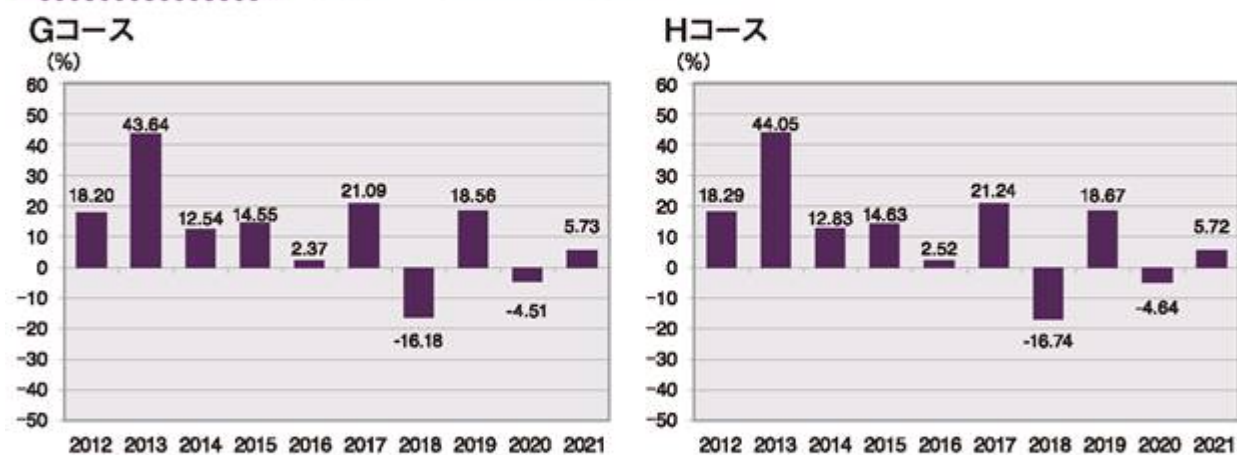


分配の推移 (単位:NZドル、1口当り、課税前)

Gコース	
2020年 10月	0.01
2020年 11月	0.01
2020年 12月	0.01
2021年 1月	0.02
2021年 2月	0.01
直近1年累計	0.17
設定来累計	3.68

Hコース	
2016年 7月	0.15
2017年 7月	0.15
2018年 7月	0.20
2019年 7月	0.25
2020年 7月	0.22
設定来累計	1.73

収益率の推移 (暦年ベース) ※2021年は2月末まで



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a-b) / b$

a= 暦年末の1口当り純資産価格 (当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b= 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格 (分配落の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

[次へ](#)

2 販売及び買戻しの実績

2021年2月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2021年2月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
Aコース証券	106,834 (106,834)	355,819 (355,819)	1,224,265 (1,224,265)
Bコース証券	20,330 (20,330)	1,018,345 (1,018,345)	2,169,413 (2,169,413)
Cコース証券	29,840 (29,840)	715,549 (715,549)	4,568,409 (4,568,409)
Dコース証券	46,300 (46,300)	614,185 (614,185)	1,623,027 (1,623,027)
Eコース証券	20,850 (20,850)	2,500 (2,500)	107,004 (107,004)
Fコース証券	100 (100)	16,490 (16,490)	134,690 (134,690)
Gコース証券	3,600 (3,600)	109,594 (109,594)	1,472,932 (1,472,932)
Hコース証券	2,890 (2,890)	129,093 (129,093)	358,830 (358,830)

(注) ()の数は本邦内における販売口数、買戻口数または発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

1. ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」といいます。)において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)の監査を受けていません。
3. ファンドの原文の中間財務書類は、日本円で表示されています。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

純資産計算書
2021年1月10日現在
(日本円で表示)

	注記	
資産		
投資有価証券 - 時価 (取得価額: 9,586,905,159円)	2	10,678,480,200
銀行預金		1,071,999,325
先物契約未実現利益	12	60,030,000
先渡為替契約未実現利益	11	182,779,246
デリバティブに係る未収証拠金		271,312,238
ブローカーに係る未収金		122,221,004
未収収益		19,463,511
資産合計		12,406,285,524
負債		
先渡為替契約未実現損失	11	4,557,097
現金および現金等価物に係る未払純利息		82,237
ファンド証券買戻未払金		40,052,863
ブローカーに係る未払金		100,714,588
未払費用	8	42,024,992
負債合計		187,431,777
純資産		12,218,853,747

以下のように受益証券によって表章される。

	1口当りの純資産価格	発行済受益証券数	純資産
Aコース証券(米ドル)	11.01	1,261,664	13,891,484
Bコース証券(米ドル)	12.28	2,332,548	28,645,113
Cコース証券(豪ドル)	10.28	4,668,809	47,991,439
Dコース証券(豪ドル)	13.37	1,889,737	25,258,820
Eコース証券(ユーロ)	10.54	107,304	1,130,871
Fコース証券(ユーロ)	11.02	136,190	1,500,216
Gコース証券(NZドル)	10.46	1,486,282	15,552,940
Hコース証券(NZドル)	13.39	372,230	4,983,324

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表
2021年1月10日に終了した期間

A コース証券	
期首現在発行済受益証券数	1,303,340
発行受益証券数	87,934
買戻受益証券数	(129,610)
期末現在発行済受益証券数	<u>1,261,664</u>
B コース証券	
期首現在発行済受益証券数	2,853,908
発行受益証券数	250
買戻受益証券数	(521,610)
期末現在発行済受益証券数	<u>2,332,548</u>
C コース証券	
期首現在発行済受益証券数	5,108,652
発行受益証券数	9,600
買戻受益証券数	(449,443)
期末現在発行済受益証券数	<u>4,668,809</u>
D コース証券	
期首現在発行済受益証券数	2,139,042
発行受益証券数	14,400
買戻受益証券数	(263,705)
期末現在発行済受益証券数	<u>1,889,737</u>
E コース証券	
期首現在発行済受益証券数	88,954
発行受益証券数	20,450
買戻受益証券数	(2,100)
期末現在発行済受益証券数	<u>107,304</u>
F コース証券	
期首現在発行済受益証券数	143,760
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(7,570)
期末現在発行済受益証券数	<u>136,190</u>
G コース証券	
期首現在発行済受益証券数	1,547,467
発行受益証券数	500
買戻受益証券数	(61,685)
期末現在発行済受益証券数	<u>1,486,282</u>

Hコース証券

期首現在発行済受益証券数	467,155
発行受益証券数	1,250
買戻受益証券数	(96,175)
期末現在発行済受益証券数	<u>372,230</u>

ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド

財務書類に対する注記

2021年1月10日現在

注1 - 組織

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託 (*fonds commun de placement*) としてルクセンブルグにおいて設定されたノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド(以下「ファンド」という。)は、譲渡性のある有価証券およびその他の資産からなる非法人の共有体であり、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて株式会社として設立されルクセンブルグ大公国エスペランジュに登記上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(以下「管理会社」という。)によって、その共同保有者(以下「受益者」という。)の利益のために管理運用される。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から区分されている。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法(改正済)(「2013年法」)の第1条第46項で定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国において設定され、投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)(「2010年法」)のパート 1 の下で適格であり、2013年法の第1条第39項で定義されるオルタナティブ投資ファンドである。

管理会社は、ファンドのために、8種類のクラスの受益証券(以下それぞれを「コース証券」という。)を発行する。すなわち、

米ドル建てのAコース証券(分配型)(以下「Aコース証券」という。)、
米ドル建てのBコース証券(成長型)(以下「Bコース証券」という。)、
豪ドル建てのCコース証券(分配型)(以下「Cコース証券」という。)、
豪ドル建てのDコース証券(成長型)(以下「Dコース証券」という。)、
ユーロ建てのEコース証券(分配型)(以下「Eコース証券」という。)、
ユーロ建てのFコース証券(成長型)(以下「Fコース証券」という。)、
NZドル建てのGコース証券(分配型)(以下「Gコース証券」という。)、
NZドル建てのHコース証券(成長型)(以下「Hコース証券」という。)である。

全コース証券の全受益証券を、併せて「ファンド証券」という。

各コース証券に帰属する表示通貨以外の通貨建てのファンド資産は、日本円に対する各コース証券の表示通貨の為替変動について、可能な範囲でヘッジされる。

ファンドの存続期間は、当初2014年7月10日までの予定で設定されていたが、5年延長され2019年7月10日までとなり、さらに5年延長され2024年7月10日までとなった。ただし、ファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意により、いつでも、存続期間の終了前に償還することも、また存続期間を延長することもできる。

ファンドの投資目的は、主に東京証券取引所第一部上場の日本株で構成され、積極的な運用が行われるポートフォリオのパフォーマンスを、米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの4つの異なる外貨で追求することである。

株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、ファンドは、上記の積極的なポートフォリオの運用を通じて、高水準のインカム・ゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンを追求を目指す。なお、ポートフォリオの平均配当利回りが市場平均を上回るよう、銘柄の選定、投資比率の決定を行うことを基本とする。

ファンドは、参照インデックスとして東証株価指数(「TOPIX」)を用いる。ただし、各コース証券のパフォーマンスはそれぞれの表示通貨ベースで見た場合、参照インデックスのパフォーマンスと必ずしも一致するものではない。

通常の市場環境においては、ファンドはその純資産総額の少なくとも90%を日本株に分散投資し、一定の範囲内で、日本株の株価指数先物取引に投資する。上記の割合は一時的に、一定の状況(外国為替変動により生じた特別な状況等)において達成されない場合がある。

8つのコース証券の資産は、一つのプール(「共通ポートフォリオ」)で運用され、プール内の資産は、各々のコース証券の純資産総額に基づき各コースに帰属する。さらに、各々のコース証券は、当該コース証券の資産を当該表示通貨・日本円間の為替変動から保護するために、為替先渡取引を利用する。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値により評価される。有価証券が複数の証券取引所または市場に上場されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価される。
- (b) 証券取引所に上場されておらず、または規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- (c) 相場価格が入手できないか、または上記(a)および/もしくは(b)に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- (d) 株価指数先物は、取引が行われている規制ある市場における入手可能な取引最終値で評価される。
- (e) オープン・エンド型の投資信託の受益証券は、報告された直近の純資産価格で評価される。
- (f) 残存期間1年以内の短期金融商品は、()市場価格または()市場価格が入手できない場合または適切でない場合には、償却原価で評価される。

異常な事態により、かかる評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却された有価証券の平均取得原価に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を日本円で記帳し、財務書類は日本円で表示される。日本円以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の適用為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建てで行われた投資取引は、取引日の適用為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資有価証券の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資有価証券からの実現および未実現の損益(純額)に含まれる。

2021年1月10日現在の為替レートは以下のとおりである。

1円 = 0.01238豪ドル

1円 = 0.00785ユーロ

1円 = 0.01325NZドル

1円 = 0.00963米ドル

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して期末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するために先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。純資産計算書において、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。契約が終結する時、ファンドは開始時の価格と終結時の価格の差額に等しい実現損益を計上する。

注3 - 管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.03%に相当する日本円で支払われる管理報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。）から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注4 - 投資顧問報酬

投資顧問会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.50%に相当する日本円で支払われる資産運用に関する投資顧問報酬を、会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。）から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注5 - 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.50%に相当する日本円で支払われる報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。）から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注6 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社および発行会社代理人は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.09%に相当する日本円で支払われる管理事務代行報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。）から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注7 - 保管報酬

保管受託銀行および支払事務代行会社は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.03%に相当する日本円で支払われる保管報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。）から60日以内に後払で受領する権利を有する。副保管受託銀行の報酬は、ファンドの資産から支払われる。

注8 - 未払費用

	（日本円）
投資顧問報酬	14,182,150
代行協会員報酬	14,171,606
管理事務代行報酬	2,551,177
保管報酬	850,997
管理報酬	850,963
海外登録費用	5,397,000
現金支出費	566,440
専門家報酬	1,761,913
年次税	1,692,746
未払費用	42,024,992

注9 - 分配

A、C、EおよびGコース証券：

これら各コース証券につき、管理会社は、毎月または随時、ファンドの投資収益ならびに実現および未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から分配を宣言することができ、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、分配可能なファンドの他の資産からの分配を行うことができる。

管理会社は、毎月10日現在の受益者に対して、毎月安定的に分配を行う予定である。当日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配を行う。なお、1月と7月には各コース証券の純資産価格水準を勧告して追加的に分配を行う予定である。

B、D、FおよびHコース証券：

これら各コース証券につき、管理会社は、年1回または随時、ファンドの投資収益ならびに実現および未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から分配を宣言することができ、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、分配可能なファンドの他の資産からの分配を行うことができる。

管理会社は、毎年7月10日現在の受益者に対して、分配を行う予定である。当日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配を行う。

分配後のファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された投資信託の最低額の日本円相当額を下回る場合には分配は行うことができない。

分配の行われる日から5年が経過しても請求がなされない場合、受益者は当該分配を受け取る権利を失い、分配金はファンド資産に組み込まれる。

2021年1月10日に終了した期間に、ファンドは総額146,773,970円を(取引日の実勢為替レートで該当するコースの通貨に換算して)、A、B、C、D、E、F、GおよびHコース証券の受益者に対し分配した。

注10 - 税金

ファンドは税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産額の年率0.05%の年次税(*taxe d'abonnement*)を四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者(ルクセンブルグに住所、登記された事務所もしくは恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人または法人を除く。)はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注11 - 先渡為替契約

2021年1月10日現在、ファンドは、以下の未決済先渡為替契約を有していた。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現(損)益 (日本円)
米ドル	2,266,716	日本円	235,783,419	2021年1月20日	(361,718)
米ドル	2,267,178	日本円	235,783,419	2021年2月8日	(366,275)
豪ドル	34,306,494	日本円	2,684,188,943	2021年1月20日	86,182,079
豪ドル	33,911,158	日本円	2,692,794,890	2021年2月8日	45,433,528
米ドル	18,892,085	日本円	1,942,629,170	2021年2月8日	19,069,115
NZドル	9,577,530	日本円	703,771,008	2021年1月20日	18,886,999
NZドル	9,419,920	日本円	699,976,376	2021年2月9日	10,689,748
ユーロ	1,188,413	日本円	150,165,804	2021年2月8日	1,278,646
ユーロ	1,291,111	日本円	163,298,171	2021年1月20日	1,200,413
米ドル	19,141,938	日本円	1,990,886,785	2021年1月20日	(2,800,790)
日本円	30,004,337	豪ドル	371,264	2021年1月20日	23,413
日本円	1,131,050	米ドル	10,890	2021年2月8日	265
日本円	1,275	ユーロ	10	2021年1月20日	(13)
日本円	442,520	米ドル	4,284	2021年1月20日	(2,417)
日本円	468,445	ユーロ	3,696	2021年1月20日	(2,457)
日本円	1,809,029	NZドル	24,072	2021年1月20日	(7,287)
日本円	458,078	豪ドル	5,765	2021年1月20日	(7,482)
日本円	627,580	豪ドル	7,904	2021年1月20日	(10,696)
日本円	963,399	NZドル	12,940	2021年1月20日	(12,969)
日本円	927,295	NZドル	12,550	2021年1月20日	(19,646)
日本円	722,302	NZドル	9,880	2021年1月20日	(23,178)
日本円	4,901,691	米ドル	47,440	2021年2月8日	(24,338)
日本円	1,530,440	豪ドル	19,275	2021年1月20日	(26,085)
日本円	1,897,445	NZドル	25,680	2021年1月20日	(40,200)
日本円	14,017,877	米ドル	135,470	2021年1月20日	(52,067)
日本円	1,915,864	豪ドル	24,377	2021年1月20日	(52,665)
日本円	2,057,573	豪ドル	26,190	2021年1月20日	(57,362)
日本円	2,722,140	豪ドル	34,545	2021年1月20日	(67,491)
日本円	3,114,574	豪ドル	39,640	2021年1月20日	(86,497)
日本円	3,257,999	豪ドル	41,454	2021年1月20日	(89,558)

日本円	5,650,491	豪ドル	71,115	2021年1月20日	(92,297)
日本円	2,883,105	豪ドル	36,937	2021年1月20日	(99,729)
日本円	49,956,968	米ドル	482,160	2021年1月20日	(120,277)
日本円	5,388,639	豪ドル	68,383	2021年1月20日	(133,603)
豪ドル	7,698	日本円	606,601	2021年1月20日	15,040
					178,222,149
					178,222,149

注12 - 先物契約

2021年1月10日現在、ファンドは、以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	契約数	銘柄	満期日	時価 (日本円)	未実現利益 (日本円)
<i>ロング・ポジション</i>					
日本円	58	TOPIX先物取引	2021年3月	1,077,930,000	60,030,000
				1,077,930,000	60,030,000
				60,030,000	

注13 - 税引後のファンドの当期実績

2021年1月10日に終了した期間の税引後のファンドの当期実績は、2,582,051,420円の利益であった。注9で開示されているとおり、ファンドは受益者に対して146,773,970円の分配を行った。

注14 - 重要事実

2020年初頭以降、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行が世界経済および金融市場に悪影響を及ぼし、大きな変動をもたらしている。

COVID-19の流行がファンドの投資対象の業績に及ぼす影響は、今後の動向(流行の期間および拡大ならびに関連する勧告および制限を含む。)に左右される。これらの動向およびCOVID-19が金融市場および経済全体に与える影響は、極めて不透明であり、予測できない。金融市場および/または経済全体への影響が長期間に及ぶ場合、ファンドの将来の投資成果は重大な悪影響を受ける可能性がある。

このような状況の中、管理会社は、ウイルス拡大の抑制に向けた各国政府の取組みを継続的に注視しており、ファンドのパフォーマンスに対する潜在的な経済的影響を注意深く監視している。

ファンドは、その投資方針および目論見書に従った通常の運用を続けるための完全な能力を有している。ファンドの未監査の純資産価格は、日次で入手可能である。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

投資株式明細表

投資有価証券明細表

2021年1月10日現在

(日本円で表示)

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券				
日本				
普通株式				
108,900	日本電信電話	126,130,137	306,716,850	2.50
36,800	トヨタ自動車	230,230,950	292,155,200	2.38
159,400	オリックス	292,139,263	286,521,500	2.33
92,200	伊藤忠商事	126,608,567	284,990,200	2.33
143,600	三井物産	244,395,411	284,830,600	2.33
173,200	三菱電機	241,744,957	283,874,800	2.32
83,900	K D D I	263,293,574	268,815,600	2.20
44,100	東京海上ホールディングス	143,378,426	242,682,300	1.99
70,900	三井住友トラスト・ホールディングス	282,788,961	237,869,500	1.95
74,500	本田技研工業	219,607,606	218,545,750	1.79
522,400	E N E O Sホールディングス	262,811,461	211,885,440	1.73
129,400	ソフトバンク	191,725,416	174,301,800	1.43
323,900	三菱UFJフィナンシャル・グループ	173,280,823	157,544,960	1.29
48,000	小松製作所	111,585,667	146,496,000	1.20
41,500	三井住友フィナンシャルグループ	171,778,976	144,669,000	1.18
7,100	信越化学工業	62,404,354	135,042,000	1.11
3,300	東京エレクトロン	36,103,940	134,244,000	1.10
32,900	セブン&アイ・ホールディングス	133,869,455	131,336,800	1.07
12,900	村田製作所	62,716,341	129,903,000	1.06
49,100	三菱商事	130,397,404	129,034,800	1.06
32,700	第一三共	26,970,251	119,191,500	0.98
24,200	アサヒグループホールディングス	102,340,817	102,293,400	0.84
16,800	富士フイルムホールディングス	81,117,227	102,177,600	0.84
32,200	大和ハウス工業	89,228,115	99,659,000	0.82
156,800	国際石油開発帝石	102,887,778	95,491,200	0.78
23,000	富士電機	78,384,694	91,770,000	0.75
29,300	J S R	61,942,582	91,709,000	0.75
98,900	大林組	109,960,516	91,383,600	0.75
9,600	日東電工	75,243,163	90,144,000	0.74
29,900	三井化学	93,923,381	89,999,000	0.74
25,200	大成建設	84,603,200	89,586,000	0.73
54,200	アステラス製薬	65,974,724	87,939,500	0.72
16,000	大塚商会	75,598,075	84,000,000	0.69
39,700	S U B A R U	143,192,664	83,767,000	0.69
15,800	西日本旅客鉄道	108,844,137	83,566,200	0.68
46,900	第一生命ホールディングス	100,915,769	83,059,900	0.68
35,100	キヤノンマーケティングジャパン	85,773,839	81,361,800	0.67
86,400	五洋建設	51,738,634	80,438,400	0.66
68,100	アマダ	72,565,543	80,358,000	0.66
5,100	富士通	35,257,500	80,350,500	0.66
136,100	千葉銀行	91,695,934	79,482,400	0.65
76,800	関西電力	94,799,515	78,297,600	0.64
13,700	エービーシー・マート	89,654,229	77,953,000	0.64
44,200	日本碍子	90,260,353	76,333,400	0.62
105,800	四国電力	115,579,027	75,964,400	0.62
17,400	マブチモーター	66,476,930	74,646,000	0.61
12,800	トレンドマイクロ	70,505,841	74,624,000	0.61

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券(続き)				
日本(続き)				
普通株式(続き)				
35,100	三井不動産	70,528,730	73,867,950	0.60
106,000	リコー	86,405,148	73,564,000	0.60
13,200	中外製薬	24,850,638	73,062,000	0.60
54,700	パナソニック	55,160,929	70,535,650	0.58
10,600	東日本旅客鉄道	73,134,345	69,949,400	0.57
36,600	日本特殊陶業	79,808,324	69,247,200	0.57
42,200	スター精密	52,715,329	69,123,600	0.57
30,200	ブラザー工業	58,952,433	69,037,200	0.57
184,700	コンコルディア・フィナンシャル グループ	83,808,457	68,523,700	0.56
12,700	メイテック	59,466,491	68,453,000	0.56
29,200	サトーホールディングス	68,998,149	65,933,600	0.54
16,200	日本ユニシス	27,492,454	65,772,000	0.54
83,700	日清紡ホールディングス	62,320,407	64,449,000	0.53
20,100	アイシン精機	97,635,791	64,420,500	0.53
15,500	三井金属鉱業	42,076,263	63,395,000	0.52
10,800	S C S K	56,557,933	62,532,000	0.51
31,100	積水化学工業	48,500,227	62,324,400	0.51
33,900	カシオ計算機	58,733,066	61,257,300	0.50
60,500	沖電気工業	85,191,267	61,226,000	0.50
20,900	スターツコーポレーション	33,856,767	59,794,900	0.49
19,200	日立建機	54,557,596	59,520,000	0.49
8,400	日本通運	54,895,812	59,304,000	0.49
77,400	ダイセル	81,803,862	58,824,000	0.48
32,500	丸井グループ	67,876,792	58,630,000	0.48
85,900	王子ホールディングス	45,154,185	57,810,700	0.47
34,300	日清製粉グループ本社	58,917,215	57,383,900	0.47
13,600	ニフコ	35,879,104	56,440,000	0.46
48,200	サカタインクス	69,105,093	55,815,600	0.46
44,500	三機工業	52,675,828	55,135,500	0.45
51,700	センコーグループホールディングス	40,784,398	53,457,800	0.44
23,700	カナモト	65,316,495	53,206,500	0.44
2,400	光通信	19,260,324	52,728,000	0.43
42,100	三和ホールディングス	40,470,614	52,582,900	0.43
14,400	アイカ工業	48,451,062	51,624,000	0.42
47,500	伊藤忠エネクス	46,221,015	51,490,000	0.42
17,200	協和エクシオ	34,825,152	49,880,000	0.41
38,900	古河機械金属	75,933,246	49,869,800	0.41
16,300	電通グループ	82,430,641	49,715,000	0.41
13,200	A G C	57,113,348	49,170,000	0.40
6,700	明治ホールディングス	55,368,655	49,044,000	0.40
87,600	東急不動産ホールディングス	44,552,789	48,530,400	0.40
12,300	日鉄物産	56,298,923	47,478,000	0.39
22,000	ヤマハ発動機	65,165,695	47,432,000	0.39
17,700	ディップ	39,664,811	47,365,200	0.39
7,900	アズビル	7,948,052	47,242,000	0.39
28,200	日本ライフライン	39,283,365	46,530,000	0.38
10,900	デンカ	27,137,187	45,780,000	0.37
17,700	日立キャピタル	39,047,541	45,648,300	0.37
28,700	日立金属	38,795,564	45,202,500	0.37
17,100	因幡電機産業	35,362,027	45,058,500	0.37
6,800	京セラ	45,371,387	44,676,000	0.37
10,200	日立製作所	39,986,253	44,074,200	0.36
13,400	コムシスホールディングス	36,891,856	43,550,000	0.36
20,900	日本たばこ産業	62,713,566	42,761,400	0.35

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券(続き)				
日本(続き)				
普通株式(続き)				
18,200	SUMCO	26,426,919	42,715,400	0.35
21,700	キョーリン製薬ホールディングス	43,727,045	42,683,900	0.35
2,700	ヒロセ電機	39,069,576	42,471,000	0.35
5,700	日本新薬	41,309,455	42,351,000	0.35
25,100	ベルシステム24ホールディングス	36,851,228	42,218,200	0.35
20,400	栄研化学	38,851,906	42,044,400	0.34
51,700	丹青社	38,368,842	41,670,200	0.34
8,600	沢井製薬	47,850,635	41,108,000	0.34
18,700	ユー・エス・エス	37,278,149	39,662,700	0.32
8,800	ノエビアホールディングス	49,279,993	39,424,000	0.32
30,500	中国電力	43,494,760	38,308,000	0.31
23,400	TOYO TIRE	33,531,322	38,142,000	0.31
5,000	東京応化工業	19,153,872	37,200,000	0.30
7,200	住友金属鉱山	20,346,170	37,022,400	0.30
5,900	太陽ホールディングス	19,170,261	36,698,000	0.30
14,600	LIXIL	26,176,017	35,624,000	0.29
12,500	協和キリン	25,812,954	35,437,500	0.29
7,900	ビジョン	32,022,510	34,602,000	0.28
19,800	東ソー	30,998,435	32,868,000	0.27
11,700	DIC	22,220,457	29,846,700	0.24
174,200	JVCケンウッド	30,885,744	29,439,800	0.24
12,500	日本電気硝子	37,327,360	28,850,000	0.24
20,000	稲畑産業	23,581,794	28,680,000	0.23
3,400	豊田自動織機	20,614,259	28,560,000	0.23
61,100	日本水産	25,959,948	26,639,600	0.22
7,700	みずほリース	20,693,426	25,294,500	0.21
2,900	アドバンテスト	15,932,168	24,447,000	0.20
6,300	伊藤忠テクノソリューションズ	8,837,057	23,499,000	0.19
9,800	クボタ	14,752,488	22,241,100	0.18
21,300	いすゞ自動車	27,188,442	21,598,200	0.18
2,300	バンダイナムコホールディングス	13,394,936	20,757,500	0.17
5,100	フジミインコーポレーテッド	11,918,303	19,941,000	0.16
		9,586,905,159	10,678,480,200	87.39
	日本合計	9,586,905,159	10,678,480,200	87.39
	公認の証券取引所への上場を認可された 譲渡性のある証券、合計	9,586,905,159	10,678,480,200	87.39
投資有価証券合計		9,586,905,159	10,678,480,200	87.39

(1)「数量」は、株式数を意味する。

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2021年1月10日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
日本	
情報技術	17.72
金融	15.90
資本財・サービス	13.91
素材	12.63
一般消費財・サービス	9.87
電気通信サービス	6.13
ヘルスケア	4.03
生活必需品	2.72
エネルギー	2.49
公益事業	1.99
	<hr/>
	87.39
投資有価証券合計	<hr/> <hr/>
	87.39

株式以外の投資有価証券明細表

該当事項はありません。

投資不動産明細表

該当事項はありません。

その他投資資産明細表

該当事項はありません。

借入金明細表

該当事項はありません。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額(2021年2月末日現在)

資本金の額	375,000ユーロ(約4,843万円)
発行済株式総数	15株(1株25,000ユーロ(約323万円))

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社(ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の完全子会社です。)は1991年7月8日付公正証書(1991年8月16日に「メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」に公告)によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款は、ルクセンブルグの商業および法人登記所(同所にて、閲覧および写しの入手が可能)に預託されました。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、ルクセンブルグの商業および法人登記所に登録第B 37 359号として登録されています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- (a) 投資信託の運用に関する2010年12月17日法(改正済)(以下「2010年12月17日法」といいます。)の第101条第2項および別表に基づき、ルクセンブルグ国内外においてEU通達2009/65/EC(以下「UCITS通達」といいます。)に従い認可された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」といいます。)の管理を行うこと、およびUCITS通達に従う認可がされていないルクセンブルグ国内外における投資信託(以下「UCI」といいます。)の追加的管理を行うこと
- (b) オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EUに規定される、ルクセンブルグ国内外で設立されたオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」といいます。)に関し、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法(改正済)(以下「2013年7月12日法」といいます。)の第5条第2項および別表Iに基づくAIFの資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと

管理会社は、以下の業務を提供しません。

- (1) 顧客毎の一任運用
- (2) 投資顧問業務
- (3) 投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務
- (4) 2013年7月12日法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年12月17日法および2013年7月12日法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

管理会社は、野村アセットマネジメント株式会社にファンドの運用を委託しております。管理会社は、2010年12月17日法および2013年7月12日法に基づくファンド資産の保管業務および保管受託銀行のその他の業務ならびにファンドの受益証券の純資産価格の計算およびその他の管理業務を、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に委託しています。

管理会社は、2021年2月末日現在以下の投資信託を管理・運用しています。すべてのファンドは、契約型オープン・エンド型です。管理投資信託財産額は約1.2兆円です。

(2021年2月末日現在)

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	クラス数	純資産額の合計 (通貨別)
ルクセンブルグ	MMF	2	4,811,027,818.52米ドル
		1	2,560,484,448.30豪ドル
		1	98,326,677.16カナダドル
		1	461,508,175.35NZドル
		1	47,377,401.29英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	15	928,974,722.74米ドル
		6	145,077,495.14ユーロ
		16	116,737,300,028円
		8	393,835,496.37豪ドル
		3	4,807,875.23カナダドル
		4	138,113,643.79NZドル
		2	1,821,765.92英ポンド
		1	40,089,746.39メキシコ・ペソ
		1	248,228,940.81トルコ・リラ
ケイマン諸島	その他のファンド	7	421,080,496.52米ドル
		2	119,447,426.24ユーロ
		3	355,171,720.19豪ドル
		3	104,087,802.23NZドル

(3) その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

1. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における承認された法定監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2021年2月26日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=129.15円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「貴社」という。）の2020年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2020年3月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの監査専門家に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。この法律および基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が定める職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理上の要件に準拠して、貴社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件に基づきその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は貴社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。

我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化による可能性があるためである。
- ・貴社の内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、貴社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は当報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならない。その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、貴社の継続性を終了させる可能性がある。

・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2020年6月2日、ルクセンブルグ

Independent auditor's report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Management S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at March 31, 2020, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at March 31, 2020, and of the results of its operations for the year then ended, in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young

Société anonyme

Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, 2 June 2020

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「貴社」という。）の2019年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2019年3月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの監査専門家に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。この法律および基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が定める職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理上の要件に準拠して、貴社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件に基づきその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は貴社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。

我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化による可能性があるためである。
- ・貴社の内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、貴社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は当報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならない。その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、貴社の継続性を終了させる可能性がある。

・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

アーンスト・アンド・ヤング

ソシエテ・アノニム

公認監査法人

シルヴィ・テスト

2019年5月28日、ルクセンブルグ

Independent auditor's report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Management S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at March 31, 2019, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at March 31, 2019, and of the results of its operations for the year then ended, in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé"

that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, May 28, 2019

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

(1) 資産及び負債の状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
貸借対照表
2020年3月31日現在
(ユーロで表示)

	注記	2020年3月31日		2019年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
a) 1年以内期限到来	3、10	354,695	45,809	409,832	52,930
銀行預金および手元現金	10	9,943,527	1,284,207	9,345,239	1,206,938
		<u>10,298,222</u>	<u>1,330,015</u>	<u>9,755,071</u>	<u>1,259,867</u>
前払費用		26,250	3,390	26,250	3,390
		<u>26,250</u>	<u>3,390</u>	<u>26,250</u>	<u>3,390</u>
資産合計		<u>10,324,472</u>	<u>1,333,406</u>	<u>9,781,321</u>	<u>1,263,258</u>

	注記	2020年3月31日		2019年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	4	375,000	48,431	375,000	48,431
準備金		1,267,500	163,698	1,132,500	146,262
1. 法定準備金	5	37,500	4,843	37,500	4,843
4. 公正価値準備金を含むその他準備金					
b) その他配当不可能準備金	5	1,230,000	158,855	1,095,000	141,419
繰越損益	5	7,392,229	954,706	7,160,310	924,754
当期損益		345,544	44,627	366,919	47,388
		<u>9,380,273</u>	<u>1,211,462</u>	<u>9,034,729</u>	<u>1,166,835</u>
引当金					
納税引当金	6	639,870	82,639	514,096	66,395
		<u>639,870</u>	<u>82,639</u>	<u>514,096</u>	<u>66,395</u>
債務					
買掛債務					
a) 1年以内期限到来	7	275,777	35,617	188,096	24,293
その他債務					

a) 税務当局	9,552	1,234	9,874	1,275
b) 社会保障当局	19,000	2,454	34,526	4,459
	<u>304,329</u>	<u>39,304</u>	<u>232,496</u>	<u>30,027</u>
資本金、準備金および負債合計	<u>10,324,472</u>	<u>1,333,406</u>	<u>9,781,321</u>	<u>1,263,258</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2020年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

	注記	2020年		2019年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1から5.総損益	8、10	1,348,420	174,148	1,426,701	184,258
6.人件費		(816,731)	(105,481)	(866,522)	(111,911)
a)給与および賃金	9	(754,388)	(97,429)	(793,000)	(102,416)
b)社会保障費	9	(62,343)	(8,052)	(73,522)	(9,495)
)年金関連		(20,522)	(2,650)	(45,536)	(5,881)
)その他社会保障費		(41,821)	(5,401)	(27,986)	(3,614)
8.その他営業費用		(35,000)	(4,520)	(35,000)	(4,520)
11.その他未収利息および類似収益					
b)その他利息および類似収益				42,827	5,531
14.未払利息および類似費用					
a)関連事業に関する金額	10	(20,187)	(2,607)	(13,934)	(1,800)
b)その他利息および類似費用		(4,516)	(583)	(41,214)	(5,323)
15.損益に係る税金	6	(126,442)	(16,330)	(145,939)	(18,848)
16.税引後損益		345,544	44,627	366,919	47,388
17.1から16に表示されないその他税金					
18.当期利益		345,544	44,627	366,919	47,388

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
財務書類に対する注記
2020年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(“Société Anonyme”)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可(2014年2月14日効力発生)を得ている。さらに、当社は、2010年12月17日法(修正済)の第15章に基づく認可を2017年11月16日にCSSFから得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本年度の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

債権

売上債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

総損益

総損益には、その他対外費用を差し引いた、管理している投資信託から受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 売上債権

2020年3月31日現在、売上債権は、管理報酬193,030ユーロ(2019年3月31日:325,957ユーロ)、リスク管理業務42,500ユーロ(2019年3月31日:43,125ユーロ)、報告報酬33,525ユーロ(2019年3月31日:なし)、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(「GFTC」)へのファンド業務85,140ユーロ(2019年3月31日:40,250ユーロ)およびその他未収金500ユーロ(2019年3月31日:500ユーロ)により構成されている。

注4 - 払込済資本金

2020年3月31日および2019年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注5 - 準備金および繰越損益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他配当 不可能準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2019年3月31日現在残高	37,500	1,095,000	7,160,310
前期の損益			366,919
富裕税準備金の純取崩し		(115,000)	115,000
富裕税準備金		250,000	(250,000)
2020年3月31日現在残高	37,500	1,230,000	7,392,229

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他配当不可能準備金

2016年からの富裕税の軽減に関する基準を定める2016年6月16日付の通達（Circular Fort. N 47ter）に基づき、ルクセンブルグ直接税務当局は、最低富裕税額（前年度の法人所得税控除後）を決定し、かつ当該金額を連結納税ベースの富裕税額と比較することにより、会社が所定の年度における富裕税額を軽減できる旨を定めた通達（Circular I. Fort n 51）を2016年7月25日に公表した。富裕税として、会社は、前述の金額（控除後の最低富裕税額または連結納税ベースの富裕税額）のうち高い方の金額を課されるものとする。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる富裕税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他配当不可能準備金」として計上することを決定した。

2020年3月31日現在、制限準備金は1,230,000ユーロ（2019年3月31日：1,095,000ユーロ）であり、これは、2014年から2020年までの年度の富裕税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2019年6月11日に行われた年次総会により、2013年の富裕税準備金の全額である115,000ユーロが取り崩され、2020年の富裕税準備金として250,000ユーロが計上された。

注6 - 税金

法人所得税率は18.19%（雇用基金に係る拠出金7%を含む。）、エスペランジュにおける地方事業税率は6.75%で維持された。

注7 - 買掛債務

2020年3月31日および2019年3月31日現在、残高は、未払いの監査報酬および税務コンサルタント報酬、プロジェクト費用、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

注8 - 総損益

2020年3月31日および2019年3月31日現在、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2020年 (ユーロ)	2019年 (ユーロ)
サービス報酬	1,765,042	1,658,170
コンサルタント報酬	(165,899)	
その他対外費用	(250,723)	(231,469)

1,348,420	1,426,701
-----------	-----------

2020年3月31日および2019年3月31日現在、サービス報酬には、管理報酬、リスク管理報酬およびその他報酬が含まれる。

2020年3月31日現在、その他対外費用は、所在地事務報酬97,175ユーロ(2019年3月31日:97,175ユーロ)、海外規制費用18,019ユーロ(2019年3月31日:14,531ユーロ)、内部監査報酬および外部監査報酬55,058ユーロ(2019年3月31日:54,004ユーロ)、弁護士報酬13,110ユーロ(2019年3月31日:3,941ユーロ)およびその他費用67,361ユーロ(2019年3月31日:61,818ユーロ)により構成されている。

注9 - スタッフ

2020年3月31日に終了した年度において、当社は7名(2019年3月31日に終了した年度:7名)を雇用していた。

注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する(ルクセンブルグにおいて設立された)ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.(「銀行」)によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

2020年3月31日および2019年3月31日に終了した事業年度の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.と当社との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために、特定のサービスを提供することを銀行に委任するサービス品質保証契約(随時修正済)を締結した。2020年3月31日に終了した事業年度につき、年額92,500ユーロ(2019年3月31日に終了した事業年度:92,500ユーロ)(付加価値税を除く。)が銀行から期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「総損益」の項目において控除されている。

当社は、同項目に基づき、また2015年1月12日にGFTCとの間で締結されたリスク管理サービス契約(修正済)に従い、454,993ユーロ(2019年3月31日:108,625ユーロ)のファンド業務を提供した。

注11 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2020年3月31日現在、約8,748百万ユーロ(2019年3月31日:9,054百万ユーロ)である。

注12 - 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響

COVID-19の発生により、顧客の投資信託からの運用資産が減少したが、かかる影響が永続的なものになるか、資産価値が回復するか、またどの程度回復するかは未だ不透明である。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet as at March 31, 2020
(expressed in Euro)

ASSETS	Note(s)	March 31, 2020	March 31, 2019
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
a) becoming due and payable within one year	3, 10	354,695	409,832
Cash at bank and in hand	10	9,943,527	9,345,239
		<u>10,298,222</u>	<u>9,755,071</u>
PREPAYMENTS		<u>26,250</u>	<u>26,250</u>
		26,250	26,250
TOTAL (ASSETS)		<u><u>10,324,472</u></u>	<u><u>9,781,321</u></u>
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
	Note(s)	<u>March 31, 2020</u>	<u>March 31, 2019</u>
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	4	375,000	375,000
Reserves		1,267,500	1,132,500
1. Legal reserve	5	37,500	37,500
4. Other reserves, including the fair value reserve			
b) other non available reserves	5	1,230,000	1,095,000
Profit or loss brought forward	5	7,392,229	7,160,310
Profit or loss for the financial year		345,544	366,919
		<u>9,380,273</u>	<u>9,034,729</u>
PROVISIONS			
Provisions for taxation	6	639,870	514,096
		<u>639,870</u>	<u>514,096</u>
CREDITORS			
Trade creditors			
a) becoming due and payable within one year	7	275,777	188,096
Other creditors			
a) Tax authorities		9,552	9,874
b) Social security authorities		19,000	34,526
		<u>304,329</u>	<u>232,496</u>
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		<u><u>10,324,472</u></u>	<u><u>9,781,321</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2020
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2020	March 31, 2019
1. to 5. Gross profit or loss	8, 10	1,348,420	1,426,701
6. Staff costs		(816,731)	(866,522)
a) salaries and wages	9	(754,388)	(793,000)
b) social security costs	9	(62,343)	(73,522)
<i>i) relating to pensions</i>		(20,522)	(45,536)
<i>ii) other social security costs</i>		(41,821)	(27,986)
8. Other operating expenses		(35,000)	(35,000)
11. Other interest receivable and similar income			
b) other interest and similar income		---	42,827
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	10	(20,187)	(13,934)
b) other interest and similar expenses		(4,516)	(41,214)
15. Tax on profit or loss	6	(126,442)	(145,939)
16. Profit or loss after taxation		345,544	366,919
17. Other taxes not shown under items 1 to 16		---	---
18. Profit for the financial year		<u>345,544</u>	<u>366,919</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2020

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B 37 359.

The Company’s registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss Account as “Gross profit or loss”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014. Moreover the Company has been granted with Chapter 15 of the modified law of December 17, 2010 license by the CSSF on November 16, 2017.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Creditors

Creditors include expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Gross profit or loss

Gross profit or loss includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Interest income and interest expenses

Interest income and interest expenses are recorded on an accruals basis.

Note 3 – Trade debtors

As at March 31, 2020, Trade debtors consist of management fees for an amount of EUR 193,030 (March 31, 2019: EUR 325,957), risk management services for EUR 42,500 (March 31, 2019: EUR 43,125), reporting fees for EUR 33,525 (March 31, 2019: nil), Funds services to Global Funds Trust Company (“GFTC”) for EUR 85,140 (March 31, 2019: EUR 40,250) and other receivable for EUR 500 (March 31, 2019: EUR 500).

Note 4 – Subscribed capital

As at March 31, 2020 and 2019, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 5 – Reserves and Profit or loss brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other non available reserves	Profit or loss brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2019	37,500	1,095,000	7,160,310
Previous year 's profit or loss	---	---	366,919

Net release of net wealth tax (“NWT”) reserve	---	(115,000)	115,000
NWT reserve	---	250,000	(250,000)
	<hr/>	<hr/>	<hr/>
Balance as at March 31, 2020	37,500	1,230,000	7,392,229

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other non available reserves

Based on the Circular Fort. N° 47ter dated June 16, 2016, which determines the criteria for the reduction of the NWT as from 2016, the Luxembourg direct tax authorities issued on July 25, 2016 a circular I.Fort N° 51 (the “Circular”) indicating that a company may reduce its NWT for a given year by determining the minimum NWT that should be subject to (subtracting the Corporate Income Tax for the precedent year), and by comparing this amount with the NWT that is due based on the unitary value. For the NWT purpose, the company should be liable to the highest of the said amounts (the minimum NWT after reduction or the NWT due based on the unitary value).

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the NWT credited.

This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other non available reserves”.

As at March 31, 2020, the restricted reserve amounted EUR 1,230,000 representing five times the NWT credited for the years from 2014 to 2020 (March 31, 2019: EUR 1,095,000).

As per Annual General Meeting held on June 11, 2019, the 2013 NWT reserve was fully released for an amount of EUR 115,000, and a NWT reserve of EUR 250,000 was constituted for 2020.

Note 6 – Taxes

The Corporate Income Tax rate remained at 18.19% (including a 7% surcharge for the employment fund) and the Municipal Business tax rate in Hesperange at 6.75%.

Note 7 – Trade creditors

As at March 31, 2020 and 2019, the balances were constituted of audit and tax consultancy fees, project costs, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 8 – Gross profit or loss

As at March 31, 2020 and 2019, this caption can be analysed as follows:

2020	2019
EUR	EUR

Services fees	1,765,042	1,658,170
Consultancy fees	(165,899)	---
Other external charges	(250,723)	(231,469)
	<u>1,348,420</u>	<u>1,426,701</u>

As at March 31, 2020 and 2019, the Services fees include the management fees, the risk management fees and other fees.

As at March 31, 2020, Other external charges consist of domiciliation fees for an amount of EUR 97,175 (March 31, 2019: EUR 97,175), overseas regulation fees for EUR 18,019 (March 31, 2019: EUR 14,531), internal and external audit fees for EUR 55,058 (March 31, 2019: EUR 54,004), legal fees for EUR 13,110 (March 31, 2019: EUR 3,941) and other charges for EUR 67,361 (March 31, 2019: EUR 61,818).

Note 9 – Staff

For the year ended March 31, 2020, the Company has employed 7 persons (March 31, 2019: 7 persons).

Note 10 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the “Bank”) (incorporated in Luxembourg), which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded negative interest for the years ended March 31, 2020 and March 31, 2019. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties’ clients.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. and the Company have signed a Service Level agreement on February 14, 2014, as amended from time to time, whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 92,500 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the year ended March 31, 2020 (March 31, 2019: EUR 92,500) is recorded in deduction of the caption “Gross profit or loss” in the profit and loss account.

Under the same caption and according to the Risk Management Services Agreement dated January 12, 2015, as amended, which was concluded with GFTC, the Company has provided Funds services for an amount of EUR 454,993 (March 31, 2019: EUR 108,625).

Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 8,748 million as at March 31, 2020 (March 31, 2019: EUR 9,054 million).

Note 12 – Impact of COVID-19

The emergence of the COVID-19 caused the reduction of assets under management from clients’ funds, however there is still no visibility on whether the impact will be permanent or if assets value will recover and to which level.

中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c . 日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2021年2月26日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝129.15円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2020年9月30日現在

(ユーロで表示)

	注記	2020年9月30日		2019年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
	a) 1年以内期限到来	339,239	43,813	360,549	46,565
	銀行預金および手元現金	9,924,925	1,281,804	9,740,043	1,257,927
		10,264,164	1,325,617	10,100,592	1,304,491
	前払費用	24,640	3,182	23,463	3,030
	資産合計	10,288,804	1,328,799	10,124,055	1,307,522
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
	払込済資本金	375,000	48,431	375,000	48,431
	準備金	1,372,500	177,258	1,267,500	163,698
	1. 法定準備金	37,500	4,843	37,500	4,843
	4. 公正価値準備金を含むその他準備金				
	b) その他配当不可能準備金	1,335,000	172,415	1,230,000	158,855
	繰越損益	7,632,773	985,773	7,392,229	954,706
	当期損益	97,148	12,547	185,310	23,933
		9,477,421	1,224,009	9,220,039	1,190,768
引当金					
	納税引当金	559,960	72,319	580,742	75,003
		559,960	72,319	580,742	75,003
債務					
買掛債務					
	a) 1年以内期限到来	214,868	27,750	246,264	31,805
その他債務					
	a) 税務当局	28,700	3,707	70,219	9,069
	b) 社会保障当局	7,855	1,014	6,791	877
		251,423	32,471	323,274	41,751

資本金、準備金および負債合計	<u>10,288,804</u>	<u>1,328,799</u>	<u>10,124,055</u>	<u>1,307,522</u>
----------------	-------------------	------------------	-------------------	------------------

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2020年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

	注記	2020年9月30日		2019年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1から5.総損益	7、9	662,963	85,622	741,221	95,729
6.人件費		(502,655)	(64,918)	(463,632)	(59,878)
a)給与および賃金	8	(450,774)	(58,217)	(422,480)	(54,563)
b)社会保障費	8	(51,881)	(6,700)	(41,152)	(5,315)
)年金関連		(35,222)	(4,549)	(26,212)	(3,385)
)その他社会保障費		(16,659)	(2,152)	(14,940)	(1,930)
8.その他営業費用		(17,500)	(2,260)	(17,500)	(2,260)
10.固定資産の一部を形成するその他投資 および貸付金からの収益					
b)その他収益					
11.その他未収利息および類似収益					
a)関連事業から派生する金額					
b)その他利息および類似収益					
14.未払利息および類似費用					
a)関連事業に関する金額	9	(12,622)	(1,630)	(7,676)	(991)
b)その他利息および類似費用		(1,421)	(184)	(56)	(7)
15.損益に係る税金	5	(34,827)	(4,498)	(67,047)	(8,659)
a)当年度税金		(33,860)	(4,373)	(67,047)	(8,659)
b)過年度税金		(967)	(125)		
16.税引後損益		93,938	12,132	185,310	23,933
17.1から16に表示されないその他税金		3,210	415		
18.当期利益		97,148	12,547	185,310	23,933

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
中間財務書類に対する注記
2020年9月30日に終了した期間

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(“Société Anonyme”)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可(2014年2月14日効力発生)を得ている。さらに、当社は、2010年12月17日法(改正済)の第15章に基づく認可を2017年11月16日にCSSFから得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、中間財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

金融資産

固定資産として保有される有価証券およびその他金融商品は、取引日における取得価額で計上される。当期末現在で固定資産として保有される有価証券は、取得価額または時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。評価調整は、関連資産から直接控除される。固定資産として保有される投資の売却実現損益は、平均原価法で決定される。

債権

売上債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、次期会計期間中に支払われるが当会計期間に関連する費用が含まれている。

総損益

総損益には、その他対外費用を差し引いた、管理している投資信託から受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 払込済資本金

2020年9月30日および2019年9月30日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注4 - 準備金および繰越損益

当期における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他配当 不可能準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2020年3月31日現在残高	37,500	1,230,000	7,392,229
前期の損益			345,544
富裕税準備金の純取崩し		(145,000)	145,000
富裕税準備金		250,000	(250,000)
2020年9月30日現在残高	37,500	1,335,000	7,632,773

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他配当不可能準備金

2016年からの富裕税の軽減に関する基準を定める2016年6月16日付の通達（Circular I. Fort. N 47ter）に基づき、ルクセンブルグ直接税務当局は、最低富裕税額（前年度の法人所得税控除後）を決定し、かつ当該金額を連結納税ベースの富裕税額と比較することにより、会社が所定の年度における富裕税額を軽減できる旨を定めた通達（circular I. Fort. n 51）を2016年7月25日に公表した。富裕税として、会社は、前述の金額（控除後の最低富裕税額または連結納税ベースの富裕税額）のうち高い方の金額を課されるものとする。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる富裕税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他配当不可能準備金」として計上することを決定した。

2020年3月31日現在、制限準備金は1,230,000ユーロ（2019年3月31日：1,095,000ユーロ）であり、これは、2014年から2020年までの年度の富裕税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2020年6月9日に行われた年次総会により、2014年の富裕税準備金の全額である145,000ユーロが取り崩され、2021年の富裕税準備金として250,000ユーロが計上された。

注5 - 税金

法人所得税率は18.19%（雇用基金に係る拠出金7%を含む。）、エスペランジュにおける地方事業税率は6.75%で維持された。

注6 - 債務

2020年9月30日および2019年9月30日現在、残高は、未払いの監査報酬およびコンサルタント報酬、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

注7 - 総損益

2020年9月30日および2019年9月30日現在、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2020年9月30日 (ユーロ)	2019年9月30日 (ユーロ)
管理報酬	617,935	627,594
リスク管理報酬	14,375	27,500
その他報酬	158,178	244,706

その他対外費用	(127,525)	(158,579)
	662,963	741,221

2020年9月30日現在、その他対外費用は、所在地事務報酬48,588ユーロ(2019年9月30日:48,588ユーロ)、海外規制費用9,000ユーロ(2019年9月30日:8,658ユーロ)、監査報酬18,418ユーロ(2019年9月30日:16,536ユーロ)およびその他費用51,519ユーロ(2019年9月30日:84,797ユーロ)により構成されている。

注8 - スタッフ

2020年9月30日現在、当社は8名(2019年9月30日:7名)を雇用していた。

注9 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有するノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.(「銀行」)によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

2020年9月30日および2019年9月30日に終了した期間の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に、銀行と当社との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために、特定のサービスを提供することを銀行に委任するサービス品質保証契約(随時修正済)を締結した。半期分の48,588ユーロ(2019年9月30日:48,588ユーロ)(付加価値税を含む。)が銀行から期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「総損益」の項目において控除されている。

注10 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2020年9月30日現在、約9,552百万ユーロ(2019年9月30日:9,429百万ユーロ)である。

[次へ](#)

(2) 損益の状況

管理会社の損益の状況については、「5 管理会社の経理の概況 (1) 資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照ください。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

訂正箇所を下線または傍線で示します。

第一部 証券情報

(3) 発行(売出)価額の総額

<訂正前>

Aコース証券100億米ドル(約1兆460億円)、Bコース証券100億米ドル(約1兆460億円)、Cコース証券100億豪ドル(約7,357億円)、Dコース証券100億豪ドル(約7,357億円)、Eコース証券100億ユーロ(約1兆2,214億円)、Fコース証券100億ユーロ(約1兆2,214億円)、Gコース証券100億NZドル(約6,927億円)およびHコース証券100億NZドル(約6,927億円)をそれぞれ上限とします。

(注1)米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの各々の円貨換算は、2020年10月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=104.60円、1豪ドル=73.57円、1ユーロ=122.14円、1NZドル=69.27円)によります。以下、外貨の金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(後略)

<訂正後>

Aコース証券100億米ドル(約1兆625億円)、Bコース証券100億米ドル(約1兆625億円)、Cコース証券100億豪ドル(約8,331億円)、Dコース証券100億豪ドル(約8,331億円)、Eコース証券100億ユーロ(約1兆2,915億円)、Fコース証券100億ユーロ(約1兆2,915億円)、Gコース証券100億NZドル(約7,798億円)およびHコース証券100億NZドル(約7,798億円)をそれぞれ上限とします。

(注1)米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの各々の円貨換算は、2021年2月26日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=106.25円、1豪ドル=83.31円、1ユーロ=129.15円、1NZドル=77.98円)によります。以下、外貨の金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(後略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み 管理会社の概要

<訂正前>

(前略)

資本金の額	払込済資本金は、375,000ユーロ(約4,580万円)で、2020年10月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ(約305万円)で記名式株式15株を発行済です。
-------	------------------------------------------------------------------------------------------

(後略)

<訂正後>

(前略)

資本金の額	払込済資本金は、375,000ユーロ(約4,843万円)で、2021年2月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ(約323万円)で記名式株式15株を発行済です。
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------

(後略)

3 投資リスク

(1) リスク要因

<訂正前>

（前略）

税制

投資家は、特に、証券の売却代金や利子配当の受け取り代金に、当局により源泉徴収課税を含め、税金、課徴金、公課あるいは他の手数料や費用が課されるかもしれない市場があることにご注意ください。現在の法解釈や実務の理解が変わり、また、法律が遡及的に改正される可能性もあります。したがって、そのような国では、ファンドは、本書日付現在あるいは投資がなされ、評価されあるいは売却された時点では予測できなかった追徴課税を課されることがあります。

（後略）

<訂正後>

（前略）

税制

投資家は、特に、証券の売却代金や利子配当の受け取り代金に、当局により源泉徴収課税を含め、税金、課徴金、公課あるいは他の手数料や費用が課されるかもしれない市場があることにご注意ください。現在の法解釈や実務の理解が変わり、また、法律が遡及的に改正される可能性もあります。したがって、そのような国では、ファンドは、2021年4月9日現在あるいは投資がなされ、評価されあるいは売却された時点では予測できなかった追徴課税を課されることがあります。

（後略）

参考情報

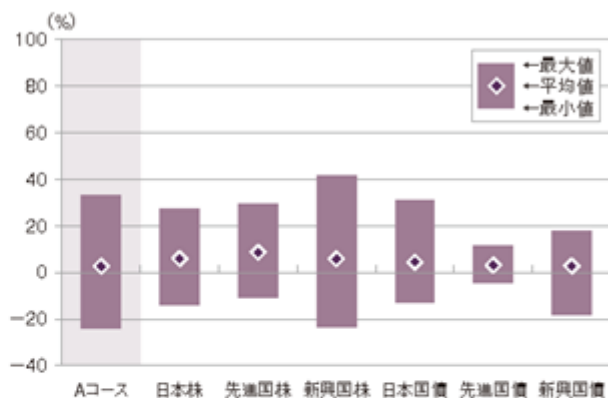
<訂正前>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

Aコース

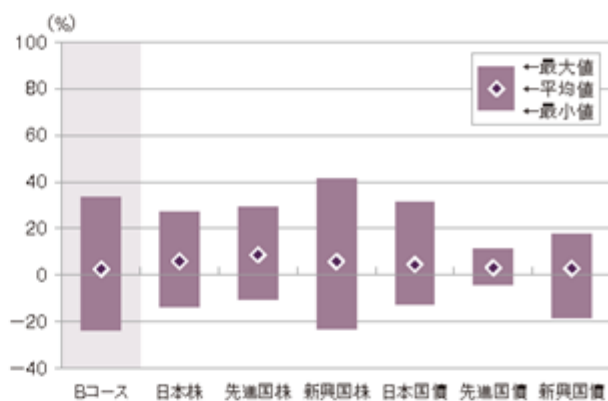


ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	Aコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	33.26	27.12	29.19	41.49	31.21	11.36	17.72
最小値(%)	-23.73	-13.73	-10.57	-23.13	-12.60	-4.32	-18.14
平均値(%)	2.64	5.93	8.67	5.86	4.47	3.16	2.85

Bコース



	Bコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	33.24	27.12	29.19	41.49	31.21	11.36	17.72
最小値(%)	-23.73	-13.73	-10.57	-23.13	-12.60	-4.32	-18.14
平均値(%)	2.63	5.93	8.67	5.86	4.47	3.16	2.85

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2015年11月から2020年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(米ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)

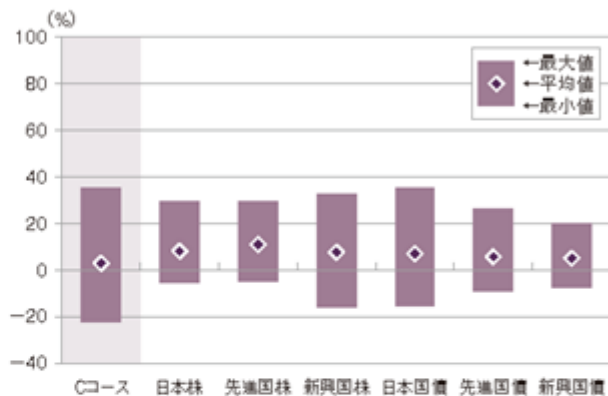
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

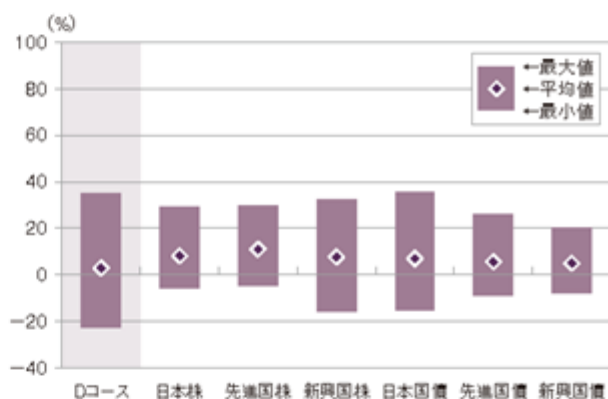
ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

Cコース



	Cコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	35.35	29.48	29.65	32.65	35.37	26.06	20.13
最小値(%)	-22.34	-5.50	-4.74	-15.75	-15.16	-9.00	-7.49
平均値(%)	2.97	8.16	11.03	7.68	7.03	5.69	5.05

Dコース



	Dコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	35.26	29.48	29.65	32.65	35.37	26.06	20.13
最小値(%)	-22.33	-5.50	-4.74	-15.75	-15.16	-9.00	-7.49
平均値(%)	2.95	8.16	11.03	7.68	7.03	5.69	5.05

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2015年11月から2020年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(豪ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(豪ドルベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(豪ドルベース)

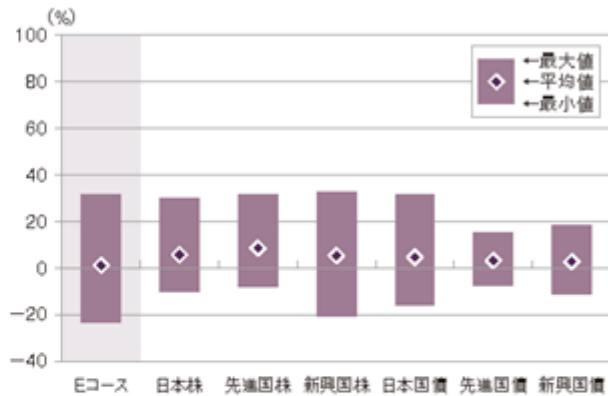
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースIFIED

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

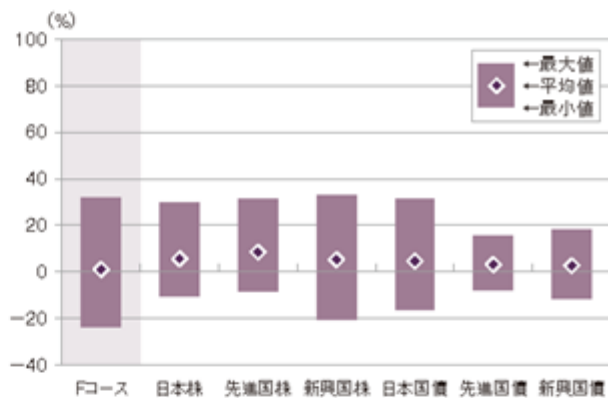
ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

Eコース



	Eコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	31.59	29.75	31.56	32.87	31.53	15.43	18.24
最小値(%)	-23.29	-10.32	-8.13	-20.64	-16.18	-7.48	-11.26
平均値(%)	1.12	5.70	8.55	5.35	4.64	3.20	2.74

Fコース



	Fコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	31.64	29.75	31.56	32.87	31.53	15.43	18.24
最小値(%)	-23.39	-10.32	-8.13	-20.64	-16.18	-7.48	-11.26
平均値(%)	1.10	5.70	8.55	5.35	4.64	3.20	2.74

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2015年11月から2020年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(ユーロベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(ユーロベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(ユーロベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(ユーロベース)

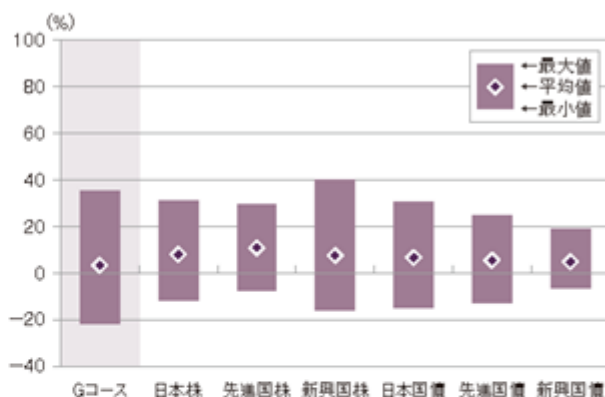
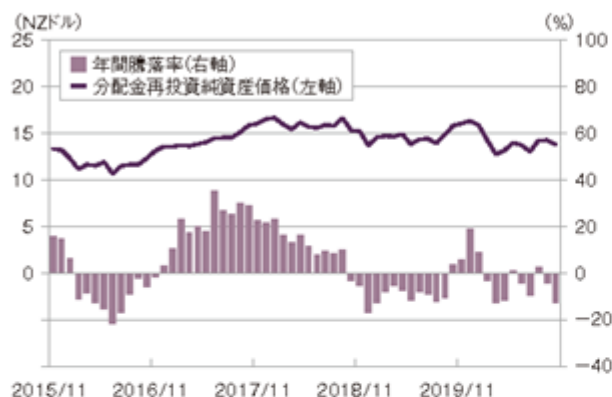
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(ユーロベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートによりユーロ換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

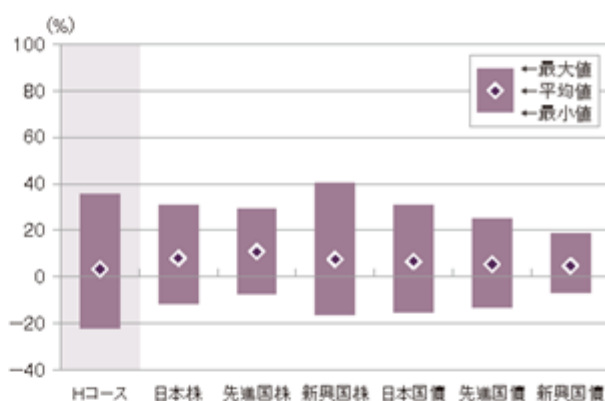
ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

Gコース



	Gコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	35.53	30.95	29.48	40.17	30.61	24.95	18.82
最小値(%)	-22.00	-11.62	-7.47	-16.16	-14.99	-12.87	-6.67
平均値(%)	3.34	8.07	10.86	7.55	6.68	5.47	4.80

Hコース



	Hコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	35.56	30.95	29.48	40.17	30.61	24.95	18.82
最小値(%)	-22.03	-11.62	-7.47	-16.16	-14.99	-12.87	-6.67
平均値(%)	3.32	8.07	10.86	7.55	6.68	5.47	4.80

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2015年11月から2020年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSA指数(配当込)(NZドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(NZドルベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(NZドルベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(NZドルベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

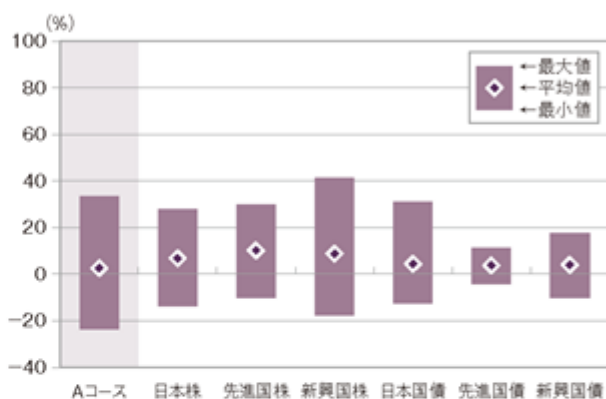
※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートによりNZドル換算しています。

<訂正後>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

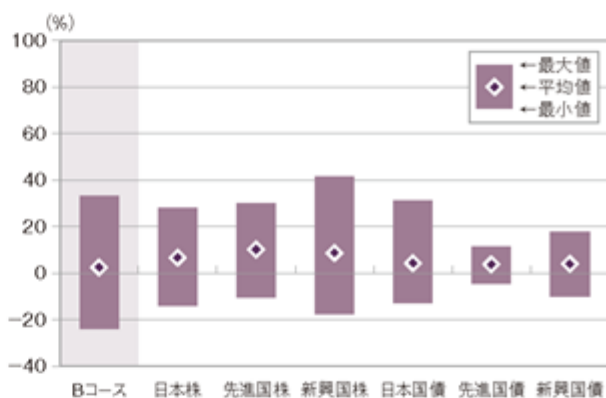
ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

Aコース



	Aコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	33.26	27.98	30.07	41.49	31.21	11.36	17.72
最小値(%)	-23.73	-13.73	-10.20	-17.56	-12.60	-4.32	-10.05
平均値(%)	2.63	6.80	10.27	8.81	4.42	3.85	4.07

Bコース



	Bコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	33.24	27.98	30.07	41.49	31.21	11.36	17.72
最小値(%)	-23.73	-13.73	-10.20	-17.56	-12.60	-4.32	-10.05
平均値(%)	2.61	6.80	10.27	8.81	4.42	3.85	4.07

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2016年3月から2021年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(米ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)

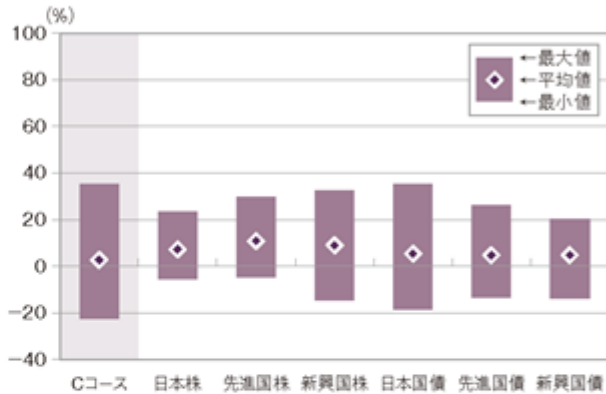
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

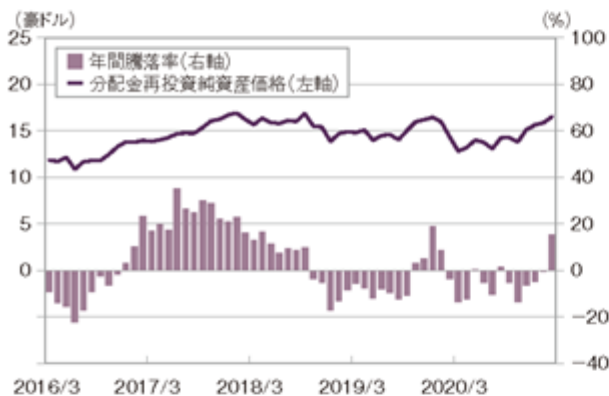
ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

Cコース



	Cコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	35.35	23.40	29.65	32.65	35.37	26.06	20.13
最小値(%)	-22.34	-5.50	-4.74	-14.80	-18.74	-13.57	-13.64
平均値(%)	2.68	7.24	10.88	8.97	5.35	4.74	4.77

Dコース



	Dコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	35.26	23.40	29.65	32.65	35.37	26.06	20.13
最小値(%)	-22.33	-5.50	-4.74	-14.80	-18.74	-13.57	-13.64
平均値(%)	2.65	7.24	10.88	8.97	5.35	4.74	4.77

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2016年3月から2021年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

＜各資産クラスの指数＞

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSA指数(配当込)(豪ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(豪ドルベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(豪ドルベース)

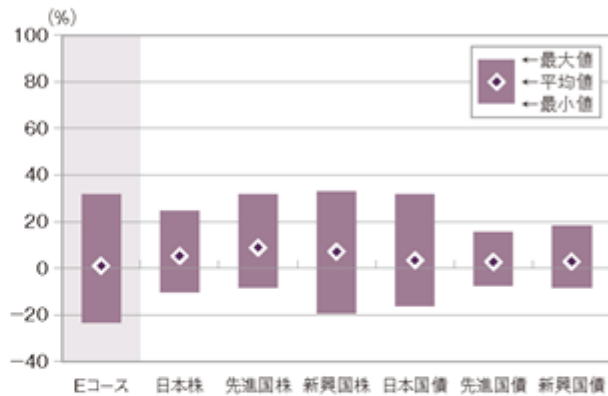
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

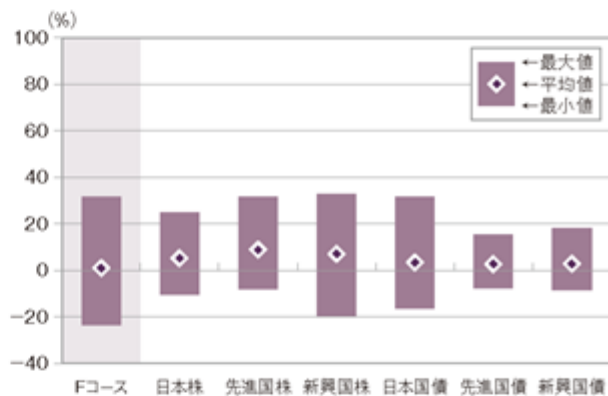
ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

Eコース



	Eコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	31.59	24.76	31.56	32.87	31.53	15.43	18.24
最小値(%)	-23.29	-10.32	-8.13	-19.35	-16.18	-7.48	-8.37
平均値(%)	1.06	5.24	8.86	7.08	3.39	2.68	2.85

Fコース



	Fコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	31.64	24.76	31.56	32.87	31.53	15.43	18.24
最小値(%)	-23.39	-10.32	-8.13	-19.35	-16.18	-7.48	-8.37
平均値(%)	1.05	5.24	8.86	7.08	3.39	2.68	2.85

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2016年3月から2021年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSA指数(配当込)(ユーロベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(ユーロベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(ユーロベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(ユーロベース)

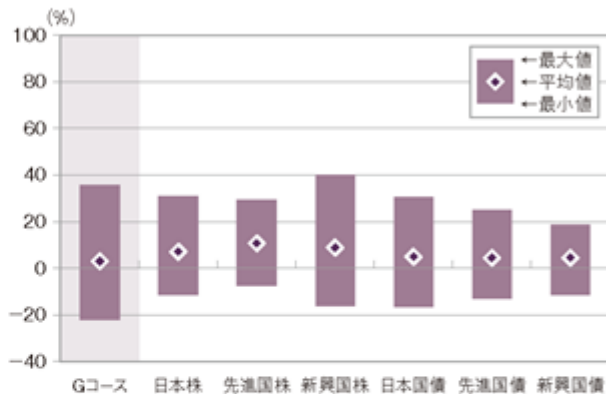
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(ユーロベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートによりユーロ換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

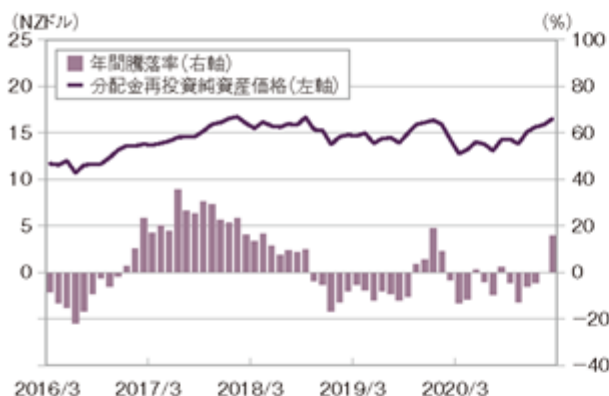
ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

Gコース



	Gコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	35.53	30.95	29.48	40.17	30.61	24.95	18.82
最小値(%)	-22.00	-11.62	-7.47	-16.16	-16.76	-12.87	-11.54
平均値(%)	3.01	7.11	10.69	8.84	4.93	4.47	4.48

Hコース



	Hコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	35.56	30.95	29.48	40.17	30.61	24.95	18.82
最小値(%)	-22.03	-11.62	-7.47	-16.16	-16.76	-12.87	-11.54
平均値(%)	2.98	7.11	10.69	8.84	4.93	4.47	4.48

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2016年3月から2021年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSA指数(配当込)(NZドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(NZドルベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(NZドルベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(NZドルベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートによりNZドル換算しています。

第2 管理及び運営

4 受益者の権利等

(3) 本邦における代理人

<訂正前>

(前略)

また関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 小林 穰

同 菊地 雄太

同 林 俊吾

東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

です。

<訂正後>

(前略)

また関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 小林 穰

同 菊地 雄太

同 林 俊吾

同 横田 貴弘

東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

です。